

高齢者のかたや障害者のかたなどの安心・安全をめざし
身近な地域で支え合うための仕組みを
地域のみなさんとともに築く
「災害時要援護者避難支援プラン」を策定

平成 21 年 6 月 29 日
京丹後市役所

近年、かつてない台風・豪雨や地震・津波といった災害が世界規模で発生し、大きな被害をもたらしています。

これらの災害から高齢者のかたや障害者のかたなど（要援護者）が、災害時避難が行えず長期間取り残されるなどの状況が浮き彫りになってきています。

このような中、本市では、災害が発生したときや災害の恐れがあるとき、支援が必要な高齢者の方や障害者の方などに対して、災害に関する情報の伝達や避難などの手助けが、地域の中で、速やかに安全に行えるように、「災害時要援護者避難支援プラン」を新たに策定しました。

このプランでは、災害時に家族などの支援だけでは避難することが困難、または家族などの支援を受けられない在宅の方を対象とした「避難行動要支援者登録制度」を設け、災害に関する情報の伝達や、安否確認・避難誘導等の支援を迅速かつ円滑に行うこととしています。

第 1 章 総則 P 1

要援護者の方の中には、医療機関への入院や施設への入所、または家族との同居にあるなど日常的に特定のかたから支援を受けられる状況にあるかたも相当数含まれることから、このプランでは、家族以外の第三者の支援がなければ避難できない在宅の方（避難行動要支援者といいます）についての避難支援を重点的かつ優先的に進めることとしています。

第 2 章 関係機関等の役割 P 2～P 3

市・民生児童委員・地域支援機関・消防団等関係機関の役割を定めています。

第3章 要援護者の把握 P 3～P 5

要援護者の方の全体像を把握するため、**災害時要援護者リストを作成**します。その対象者は

- 1、65歳以上の一人暮らし高齢者の方
- 2、要介護4以上の認定を受けている方
- 3、高齢者世帯で要介護3以上の認定を受けている方
- 4、身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方
- 5、療育手帳A1・A2の交付を受けている方
- 6、その他必要と認めた方

としています。また、避難行動要支援者の把握については、民生児童委員さんの協力をいただくこととしています。

第4章 避難行動要支援者登録と個別支援計画の作成 P 5～P 7

避難行動要支援者の方の避難支援のために避難行動要支援者登録制度を設け、登録された避難行動要支援者の避難支援に関する個別支援計画を作成します。

登録制度の概要は、別添のとおりです。

第5章 避難準備情報等の発令・伝達体制の整備 P 7～P 8

避難準備情報等が発令された場合、その情報が対象地域の全員に確実に届くよう、**地域ぐるみの情報伝達体制の整備に努める**こととしています。

第6章 避難誘導・安否確認体制の整備 P 8～P 9

市及び地域における避難誘導についての体制整備等について定めており、具体的な避難の方法等については、「個別支援計画」に記載することとしています。

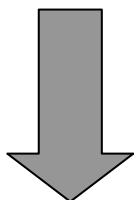
また、市は、**要援護者安否情報収集窓口を設置して、要援護者の安否情報を収集**します。

第7章 避難所等における支援体制の整備 P 9～P 10

指定された**避難所における通信設備、洗面所・トイレ等生活関連設備、自家発電設備の整備やバリアフリー化を推進**することとしています。

災害時要援護者の把握から個別支援計画作成までの流れ

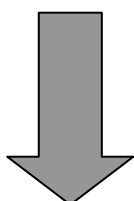
災害時要援護者の把握 (災害時要援護者リスト)



○対象者

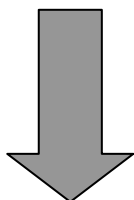
- 1、65歳以上の一人暮らし高齢者の方
- 2、要介護4以上の認定を受けている方
- 3、高齢者世帯で要介護3以上の認定を受けている方
- 4、身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方
- 5、療育手帳A1・A2の交付を受けている方
- 6、その他必要と認めた方

避難行動要支援者の抽出 (避難行動要支援者登録制度対象者)



市から民生児童委員さんへ上記リストの1～5を提供します。民生児童委員さんはこのリストから災害時に支援が必要と思われる方を抽出します。また、リスト以外で災害時に支援が必要と思われる方があれば区長さん等の意見を聞き市へ報告します。

避難行動要支援者登録制度への登録希望調査



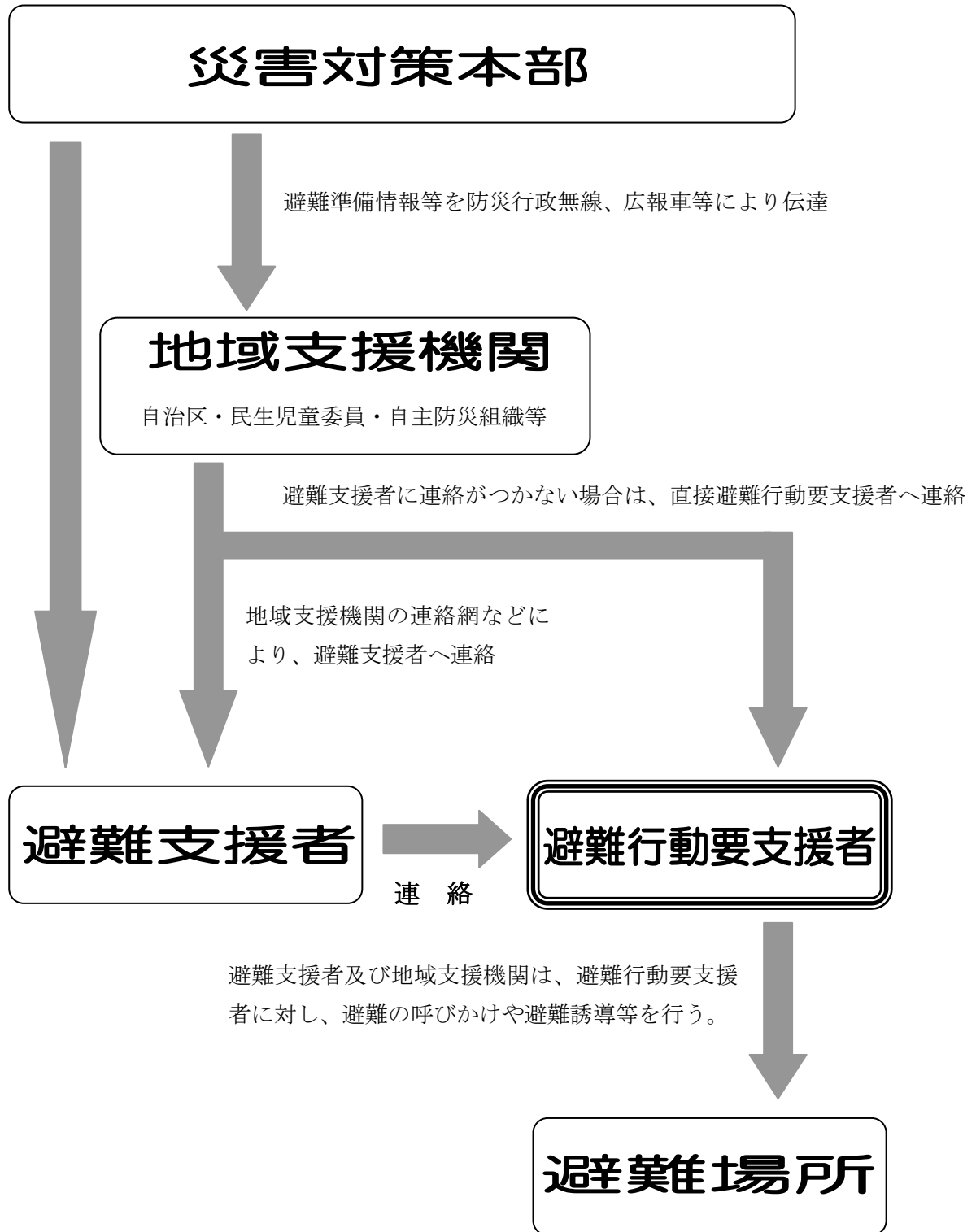
市は、民生児童委員さんから報告を受けた方に対し、「避難行動要支援者登録制度」への登録のお願いと登録希望調査を行います。

避難行動要支援者の登録

個別支援計画作成

登録を希望された方に対し、自治区、民生児童委員、自主防災組織等が協力して、「避難行動要支援者登録申出書兼台帳」及び「個別支援計画」の作成について相談にあたります。

避難支援の流れ





避難行動要支援者登録制度について



京丹後市

近年、全国的に風水害等の災害が多発し、大きな被害をもたらしています。なかでも避難に時間を要する「お年寄りの方」などの被災が多くなっています。

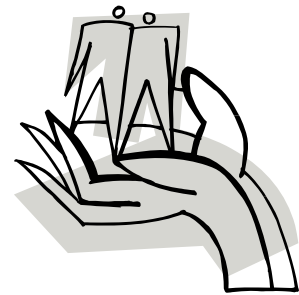
このようなことから、市では、災害が発生したときや災害の恐れがあるとき、お年寄りや障害のある方などの「災害時要援護者」に対して、災害に関する情報の伝達や、安否確認・避難誘導等の支援を地域の方々のご協力を得て迅速かつ円滑に行なうため、『避難行動要支援者登録制度』を設けました。

《対象となる方》

災害時に家族などの支援だけでは避難することが困難、又は、家族などの支援が受けられない在宅の方で、自分の住所や氏名、家族構成、緊急時の家族の連絡先などの個人情報をも市の関係部署や自治区、自主防災組織、民生児童委員などへ提供することに同意される次の方を対象とします。この方々を《避難行動要支援者》といいます。

- 1、65歳以上の一人暮らし高齢者の方
- 2、要介護4以上の認定を受けている方
- 3、高齢者世帯で要介護3以上の認定を受けている方
- 4、身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方
- 5、療育手帳A1・A2の交付を受けている方
- 6、その他必要と認めた方

以上の方々を「災害時要援護者」といいます。



《登録の方法》

この制度への登録が必要と思われる方につきましては、民生児童委員さんにご検討いただき、市へ報告いただくこととしています。市は報告いただいた方に対して、制度への登録希望確認を行ないません。登録を希望する方につきましては、後日民生児童委員さんや区の関係者の方が訪問し、登録申出書の作成等についての相談にあたらせていただきます。

なお、直接登録を希望する方は、民生児童委員さん又は区長さんにご相談下さい。

《避難行動要支援者登録申出書兼台帳及び個別支援計画の作成》

民生児童委員、区、自主防災組織等のご協力をいただき、「避難行動要支援者」ご本人とお話しいただく中で、誰が避難支援者となり、どこの避難所にどのような方法で避難させるか等「避難行動要支援者」一人ひとりの具体的な避難支援についての計画を作成します。

*【避難支援者】とは

「避難行動要支援者」に対する日頃からの見守りや、災害が発生しそうな場合や災害が発生した時に、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援を行なっていただく方です。なお、避難支援者は、あくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行なうものであり、万一災害時に支援ができなかったり、避難時に事故等が発生してもその責任を負うものではありません。

*お願い

避難行動要支援者登録をしたことで安心することなく、常に「自分の身は自分で守る」という意識を持って、日頃から避難支援者や地域の方々との良好な関係を作るよう心がけましょう。